

平成23年3月24日現在

被災者に関する一部負担金の 特例処置について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その1～その4)より

特例処置の対象者

■ 対象者の要件

- 第一条件を満たし、第二条件のいずれかに該当する場合

■ 第一条件

- 災害救助法の適用市町村(東京都を除く。)に住所を有する被保険者及び被扶養者あること。
 - 地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した方含む

■ 第二条件

- 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - 5月末日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- 福島第一原子力発電所から半径20km 圏内の住民方
- 福島第一原子力発電所から半径20km 以上30km 圏内の住民の方で屋内待避の指示が出されている方
- 福島第二原子力発電所から半径10km 圏内の住民の方

5月末日までのうち、
当該指示が解除され
るまでの間

一部負担金等の支払猶予(5月末まで)対象地域

2011.3.23 現在 日本医師会作成

1. 東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域 (東京都除く。)

(平成23年3月17日 14時00分(第10報))

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	はちのへし かみきたぐんおいらせちょう 八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	みとし ひたちし つちうらし いしおかし りゅうがさきし しもつまし じょうそうし 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 ひたちおおたし たかはぎし きたいばらきし かさまし とりでし うしくし 常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、 つくばし ひたちなかし かしまし いたこし ひたちおおみやし かすみ がうらし さくらがわし かみすし なめがたし ほこたし つくばみらい 市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、 ひがしいばらきぐんしろさとまち なかくんとうかいむら くじぐんたいごまち いなしきぐん 東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡太子町、稲敷郡 あみまち なかし いなしきぐんみほむら いなしきぐんかわちまち ちくせいし 阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、 いなしきし きたそうまくんとねまち 稲敷市、北相馬郡利根町
	(参考：適用外地域) こがし ゆうきし もりやし ばんどうし ゆうきぐんやちよまち さしまぐんこかまち 古河市、結城市、守谷市、坂東市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、 さしまぐんさかいまち 猿島郡境町
栃木県	うつのみやし おやまし もおかし おおたわらし やいたし なすからすやまし 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、 さくらし なすしおぼらし はがぐんましこまち はがぐんちてぎまち はがぐん さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡 いちかいまち はがぐん はがまち しおやくんたかねざわまち なすぐん なすまち 市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、 なすぐん なかがわまち 那須郡那珂川町
千葉県	あさひし かとりし さんむし さんぶぐんくじゅうくりまち 旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

2. 長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域

(平成23年3月12日 17時00分(第1報))

長野県	しもみのちぐんさかえむら 下水内郡栄村
新潟県	とおかまちし じょうえつし なかうおめまくんつなんまち 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

3. 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のため の立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域

東京電力(株)福島第二原子力発電所から 半径10キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日17時39分)	福島県知事・広野町長・楡葉町 長・富岡町長・大熊町長 あて 指示
東京電力(株)福島第一原子力発電所から 半径20キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日18時25分)	福島県知事・大熊町長・双葉町 長・富岡町長・浪江町長 あて 指示
(参考：避難指示の対象地域と思われる市町村) ふたばぐん なみえまち ふたばぐん ひろのまち ふたばぐん ならはまち ふたばぐん とみおかまち 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、 ふたばぐん おおくままち ふたばぐん ふたばまち 双葉郡大熊町、双葉郡双葉町 みなみそうまし たむらし ふたばぐん かつらおむら ふたばぐん かわうちむら 南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村	

4. 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、屋内への 退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域

東京電力(株)福島第一原子力発電所から 半径20キロメートル以上30キロメー トル圏内の住民 (平成23年3月15日11時00分)	福島県知事・富岡町長・双葉町 長・大熊町長・浪江町長・川内 村長・楡葉町長・南相馬市長・ 田村市長・葛尾村長・広野町長・ いわき市長・飯館村長 あて
(参考：屋内退避指示の対象地域と思われる市町村) ふたばぐん なみえまち ふたばぐん ひろのまち ふたばぐん ならはまち ふたばぐん とみおかまち 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、 ふたばぐん おおくままち ふたばぐん ふたばまち みなみそうまし たむらし ふたばぐん かつらおむら 双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、 ふたばぐん かわうちむら いわきし そうまくん いいたむら 双葉郡川内村、いわき市、相馬郡飯館村	

猶予の種類と適用期間

■ 猶予期間

■ 5月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、5月末日まで徴収を猶予。

■ 猶予される項目

■ 一部負担金

■ 食事療養標準負担額

■ 生活療養標準負担額

■ 保険外併用療養費に係る自己負担額

■ 訪問看護療養費に係る自己負担額

■ 家族療養費に係る自己負担額

■ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

診療報酬請求について

- 猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求する。
 - 請求の具体的な手続き(レセプトの記載要領等)については、後日通知が発出される。
- 保険医療機関等が猶予した一部負担金等について
 - 社会保険(高齢受給者 含)
 - 各保険者において減免・猶予等の依頼を厚生労働省保険局より行う予定。
 - 国民健康保険(高齢受給者 含)および後期高齢者
 - 猶予された一部負担金については、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により免除。

被災者の診療について

■ 医療機関における確認事項等

■ 被保険者証等が提示できる場合

- 前述の第一および第二条件を、内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておく。

■ 被保険者証等が提示できない場合の確認事項

■ 社保

- 氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

■ 国保および後期高齢者

- 氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）

■ 確認した内容は診療録に記録しておく。

- 申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者さんに案内が必要

介護報酬の請求について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて より

- 介護報酬の猶予に関する対象者および猶予期間は診療報酬に同じ(2~4ページ参照)。
- 利用料等を猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
- 請求の具体的な手続きについては、追って連絡の予定。

被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一連以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について より

診療報酬請求について(参考)

平成23年2月15日発:「新潟県各地における連日の大雪による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて」より

- a. 保険医療機関においては、可能な限り保険者等を特定すること。
- b. 保険者等を特定した場合
 - 当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
 - 被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合は、当該記号・番号を記載
 - 当該記号・番号が確認できない場合は、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。
- c. 上記①の方法により保険者等を特定できないもの
 - 住所又は事業所名及び連絡先(確認している場合)について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとすること。
- d. 健康保険法(大正11年法律第70号)第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者について
 - 当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。
 - 減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災2」と記載すること。

※本内容は「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震」に対する記載要領では有りません。

診療報酬請求について(参考2)

平成23年2月15日発:「新潟県各地における連日の大雪による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて」より

- a. 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について
- 国保連分==>当該不明分につき診療報酬請求書を作成する
 - 支払基金分=>診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示。

※本内容は「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震」に対する記載要領では有りません。

震災関連通知の情報入手先

日本医師会

<http://www.med.or.jp/etc/eq201103/>

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

本内容は平成23年3月24日時点の情報です。

情報は日々更新されます。下記のWebサイト等から最新の情報を入手してください